

(別添2)

電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例についての一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>「電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿____の保存方法等の特例について(通知)」</p> <p>第1 適用要件</p> <p>(法第748条(地方税関係帳簿____の電磁的記録による保存等)関係)</p> <p>1 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲</p> <p>法第748条____又は第749条第1項に規定する「地方税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第25条第1項各号の要件に従って備付け及び保存(以下「保存等」という。)が行われている当該地方税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいうこと。</p> <p>したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができること。</p> <p>(注) この場合の地方税関係帳簿____に係る電磁的記録の媒体(フロッピーディスク、コンパクトディスク、光ディスク、磁気テープ、磁気ディスク等)についても、保存義務者が任意に選択することができる。</p> <p>2 承認を受けることができる地方税関係帳簿の単位</p> <p>法第748条____の規定の適用に当たっては、一部の地方税関係帳簿について承認を受けることもできるのであるから、例えば、保存義務者等における地方税関係帳簿の作成の実態に応じて、それぞれの事務所又は事業所ごとに、それぞれの帳簿の種類を単位として、承認を受けることができること。また、申請の却下、保存の取りやめ、承認の取消しにおける取扱いについて</p>	<p>「電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例について(通知)」</p> <p>第1 適用要件</p> <p>(法第748条(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)関係)</p> <p>1 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲</p> <p>法第748条第1項又は第749条第1項に規定する「地方税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第25条第1項各号の要件に従って備付け及び保存(以下「保存等」という。)が行われている当該地方税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいうこと。</p> <p>したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができること。</p> <p>(注) この場合の地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の媒体(フロッピーディスク、コンパクトディスク、光ディスク、磁気テープ、磁気ディスク等)についても、保存義務者が任意に選択することができる。</p> <p>2 承認を受けることができる地方税関係帳簿の単位</p> <p>法第748条第1項の規定の適用に当たっては、一部の地方税関係帳簿について承認を受けることもできるのであるから、例えば、保存義務者等における地方税関係帳簿の作成の実態に応じて、それぞれの事務所又は事業所ごとに、それぞれの帳簿の種類を単位として、承認を受けることができること。また、申請の却下、保存の取りやめ、承認の取消しにおける取扱いについて</p>

<p>も同様であること。</p> <p>なお、電子計算機により作成しているすべての帳簿について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる備付け及び保存に係る承認を受けることを必ずしも要しないこと。</p> <p>3 自己が作成することの意義 法第748条及び第749条第1項_____に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、地方税関係帳簿_____に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託していても、これに含まれる場合があること。</p> <p>4 最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義 法第748条_____及び第749条第1項に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで、手書きなど電子計算機を使用しない過程を踏まずに、電子計算機を使用して作成する場合をいうこと。</p> <p>5 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義 規則第25条第1項第1号イに規定する「訂正又は削除」とは、電子計算機処理によって、承認済地方税関係帳簿（法第748条_____又は第749条第1項の承認を受けている地方税関係帳簿をいう。以下第15及び6において同じ。）に係る電磁的記録の該当の記録事項を直接に変更することのみをいうのではなく、該当の記録事項を直接に変更した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項（いわゆる反対仕訳）を追加することもこれに含まれること。 （注） 略</p> <p>10 保存義務者が開発したプログラムの意義 規則第25条第1項第3号_____</p>	<p>も同様であること。</p> <p>なお、電子計算機により作成しているすべての帳簿について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる備付け及び保存に係る承認を受けることを必ずしも要しないこと。</p> <p>3 自己が作成することの意義 法第748条第1項及び第2項並びに第749条第1項及び第2項に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、地方税関係帳簿書類に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託していても、これに含まれる場合があること。</p> <p>4 最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義 法第748条第1項及び第749条第1項に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで、手書きなど電子計算機を使用しない過程を踏まずに、電子計算機を使用して作成する場合をいうこと。</p> <p>5 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義 規則第25条第1項第1号イに規定する「訂正又は削除」とは、電子計算機処理によって、承認済地方税関係帳簿（法第748条第1項又は第749条第1項の承認を受けている地方税関係帳簿をいう。以下第15及び6において同じ。）に係る電磁的記録の該当の記録事項を直接に変更することのみをいうのではなく、該当の記録事項を直接に変更した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項（いわゆる反対仕訳）を追加することもこれに含まれること。 （注） 略</p> <p>10 保存義務者が開発したプログラムの意義 規則第25条第1項第3号（同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む）</p>
--	---

<p>_____に規定する、保存義務者が「開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したものも、これに含まれる場合があること。</p>	<p>_____に規定する、保存義務者が「開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したものも、これに含まれる場合があること。</p>
<p>11 備付けを要するシステム関係書類等の範囲 規則第25条第1項第3号イからニまで_____に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいうこと。 なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同項第4号_____に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所_____</p>	<p>11 備付けを要するシステム関係書類等の範囲 規則第25条第1項第3号イからニまで(同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。)に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいうこと。 なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同項第4号(同条第2項において準用する場合を含む。以下第1 12及び13において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第5項第4号に規定する電磁的記録の保存をする場所</p>
<p>(以下第1 12において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認めることができること。 (1) 同号イ_____に掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による地方税関係帳簿_____の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類 (2)～(4)略</p>	<p>(以下第1 12において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認めることができること。 (1) 同条第1項第3号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による地方税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類 (2)～(4)略</p>
<p>12 電磁的記録の保存場所等に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義 規則第25条第1項第4号_____に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第750条第1項に規定する「地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム」を指すものではない。 (注) 規則第25条第1項第4号_____の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録の保存等がされていない場合であっても、例えば、当該保存場所に備え</p>	<p>12 電磁的記録の保存場所等に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義 規則第25条第1項第4号及び第5項第4号に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第750条第1項に規定する「地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム」を指すものではない。 (注) 規則第25条第1項第4号及び第5項第4号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録の保存等がされていない場合であっても、例えば、当該保存場所に備え</p>

<p>付けられている電子計算機と法第750条第1項に規定する地方税関係帳簿_____の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、<u>整然とした形式及び明りょうな状態</u>で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているとして取り扱う。</p>	<p>付けられている電子計算機と法第750条第1項に規定する地方税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、<u>それぞれの要件に従った</u> _____状態^で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているとして取り扱う。</p>
<p>13 整然とした形式及び明りょうな状態の意義 規則第25条第1項第4号及び規則第26条第1項第4号に規定する「整然とした形式及び明りょうな状態」とは、書面により作成される場合の帳簿_____に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいうこと。</p>	<p>13 整然とした形式及び明りょうな状態の意義 規則第25条第1項第4号及び規則第26条第1項第4号に規定する「整然とした形式及び明りょうな状態」とは、書面により作成される場合の帳簿<u>書類</u>に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいうこと。</p>
<p>14 検索機能の意義 規則第25条第1項第5号_____に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力される機能をいうこと。この場合、検索項目について記録事項のない電磁的記録を検索できる機能を含むこと。</p>	<p>14 検索機能の意義 規則第25条第1項第5号（<u>同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。</u>）に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力される機能をいうこと。この場合、検索項目について記録事項のない電磁的記録を検索できる機能を含むこと。</p>
<p>15 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目 略 (1)～(5) 略 (注) 一連番号等により規則第25条第1項第2号の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により地方税関係帳簿（法第748条_____又は法第749条第1項の承認を受けているものに限る。）の記録事項を検索することができる機能が必要となる。</p>	<p>15 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目 略 (1)～(5) 略 (注) 一連番号等により規則第25条第1項第2号の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により地方税関係帳簿（法第748条第1項又は法第749条第1項の承認を受けているものに限る。）の記録事項を検索することができる機能が必要となる。</p>
<p>16 範囲を指定して条件を設定することの</p>	<p>16 範囲を指定して条件を設定することの</p>

<p>意義 規則第25条第1項第5号ロ_____</p> <hr/> <p>_____に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間（地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。以下第2 1において同じ。）ごとの地方税関係帳簿_____別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうこと。</p> <p>17 二以上の任意の記録項目の組合せの意義 規則第25条第1項第5号ハ_____に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること」とは、個々の地方税関係帳簿_____に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該地方税関係帳簿_____に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうこと。</p> <p>（法第749条（地方税関係帳簿_____の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）関係）</p> <p>18 索引簿の備付けの特例 略</p> <p>19 電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義 略</p> <p>第2 申請手続等</p> <p>（法第750条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）関係）</p> <p>1 地方税関係帳簿の備付けを開始する日</p>	<p>意義 規則第25条第1項第5号ロ（同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。）に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間（地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。以下第2 1において同じ。）ごとの地方税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうこと。</p> <p>17 二以上の任意の記録項目の組合せの意義 規則第25条第1項第5号ハ（同条第5項第5号において準用する場合を含む。）に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること」とは、個々の地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該地方税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうこと。</p> <p>18～35 略</p> <p>（法第749条（地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）関係）</p> <p>36 索引簿の備付けの特例 略</p> <p>37 電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義 略</p> <p>第2 申請手続等</p> <p>（法第750条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）関係）</p> <p>1 地方税関係帳簿の備付けを開始する日</p>
--	---

<p>の意義</p> <p>法第750条第1項に規定する「地方税関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該地方税関係帳簿を備え付けることとなる日をいうのであるが、課税期間の定めのある地方税（<u>道府県たばこ税、軽油引取税</u>）に係る地方税関係帳簿については、原則として課税期間の初日が当該地方税関係帳簿を備え付けることとなる日となること。</p> <p>(注) 略</p> <p>2 申請を却下することができる事実の有無の認定等</p> <p>法第750条第1項<u> </u>に規定する申請書が提出された場合の同条第2項各号に掲げる事実の有無の認定は、承認を受けようとする個々の地方税関係帳簿<u> </u>ごとに行うこと。</p> <p>なお、次に掲げる場合は、同項第1号に掲げる事実に該当しないこと。</p> <p>(1) 法第748条<u> </u>の承認を受けた地方税関係帳簿<u> </u>について、法第751条第1項に規定する届出書が提出され、又は法第753条第2項に規定する通知を受けた日以後1年以内に法第749条第1項の承認に係る申請書が提出された場合</p> <p>(2) 法第749条各項の承認を受けた地方税関係帳簿<u> </u>について、法第751条第1項に規定する届出書が提出され、又は法第753条第2項に規定する通知を受けた日以後1年以内に法第748条<u> </u>の承認に係る申請書が提出された場合</p> <p>3 合併又は営業譲渡があった場合の取扱い</p> <p>合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者（以下第2 3において「被合併法人等」という。）が受けていた承認の効力は、合併法人又は営業譲渡を受けた者（以下第2 3において「合併法人等」という。）の地方税関係帳簿<u> </u>には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が承認を受けていたことをもって、その承認を受けていた地方税関係帳簿<u> </u>と同一名称等の</p>	<p>の意義</p> <p>法第750条第1項に規定する「地方税関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該地方税関係帳簿を備え付けることとなる日をいうのであるが、課税期間の定めのある地方税（<u>法人道府県民税、道府県たばこ税、軽油引取税</u>）に係る地方税関係帳簿については、原則として課税期間の初日が当該地方税関係帳簿を備え付けることとなる日となること。</p> <p>(注) 略</p> <p>2 申請を却下することができる事実の有無の認定等</p> <p>法第750条第1項又は第2項に規定する申請書が提出された場合の同条第3項各号に掲げる事実の有無の認定は、承認を受けようとする個々の地方税関係帳簿<u>書類</u>ごとに行うこと。</p> <p>なお、次に掲げる場合は、同項第1号に掲げる事実に該当しないこと。</p> <p>(1) 法第748条<u>各項</u>の承認を受けた地方税関係帳簿<u>書類</u>について、法第751条第1項に規定する届出書が提出され、又は法第753条第2項に規定する通知を受けた日以後1年以内に法第749条<u>各項</u>の承認に係る申請書が提出された場合</p> <p>(2) 法第749条各項の承認を受けた地方税関係帳簿<u>書類</u>について、法第751条第1項に規定する届出書が提出され、又は法第753条第2項に規定する通知を受けた日以後1年以内に法第748条<u>各項</u>の承認に係る申請書が提出された場合</p> <p>3 合併又は営業譲渡があった場合の取扱い</p> <p>合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者（以下第2 3において「被合併法人等」という。）が受けていた承認の効力は、合併法人又は営業譲渡を受けた者（以下第2 3において「合併法人等」という。）の地方税関係帳簿<u>書類</u>には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が承認を受けていたことをもって、その承認を受けていた地方税関係帳簿<u>書類</u>と同一名称等の</p>
--	--

<p>地方税関係帳簿____について電磁的記録による保存等ができることにはならないこと。</p> <p>(注) 被合併法人が承認を受けていた地方税関係帳簿____については、保存期間が満了するまで、被合併法人が承認を受けていた保存の方法により、保存することができる。</p> <p>(法第751条(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)関係)</p> <p>5 取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い 保存義務者が法第748条____ ____又は第749条第1項____ の承認を受けている地方税関係帳簿____について、法第751条第1項に規定する届出書(以下第2 5及び6において「取りやめの届出書」という。)を提出した場合には、当該取りやめの届出書に記載された地方税関係帳簿____については、取りやめの届出書を提出した日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないこと。</p> <p>(注) 法第753条第1項の規定により、<u>電磁的記録による保存等</u>____の承認が取り消された場合についても同様である</p> <p>____。</p> <p>6 法第749条第2項による保存を取りやめる場合の手続 法第749条第2項の承認を受けている地方税関係帳簿____については、取りやめの</p>	<p>地方税関係帳簿書類____について電磁的記録による保存等ができることにはならないこと。</p> <p>(注) 被合併法人が承認を受けていた地方税関係帳簿書類____については、保存期間が満了するまで、被合併法人が承認を受けていた保存の方法により、保存することができる。</p> <p>(法第751条(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)関係)</p> <p>5 取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い 保存義務者が法第748条第1項若しくは第2項又は第749条第1項若しくは第2項の承認を受けている地方税関係帳簿書類____について、法第751条第1項に規定する届出書(以下第2 5及び6において「取りやめの届出書」という。)を提出した場合には、当該取りやめの届出書に記載された地方税関係帳簿書類____については、取りやめの届出書を提出した日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないこと。</p> <p><u>また、法第748条第3項の承認を受けている地方税関係書類____について、取りやめの届出書を提出した場合には、電磁的記録の基となった書類を保存しているときは当該書類を、破棄している場合には、その届出書を提出した日において適法に保存している電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存すること。</u></p> <p>(注) 法第753条第1項の規定により、<u>法第748条第1項及び第2項の承認</u>が取り消された場合については、<u>取りやめの届出書を提出したときと同様に書面に出力するのであるが、同条第3項の承認が取り消された場合の、その後の保存の形態についてはこの限りではない。</u></p> <p>6 法第749条第3項による保存を取りやめる場合の手続 法第749条第3項の承認を受けている地方税関係帳簿書類____については、取りやめの</p>
---	--

届出書を提出した場合でも、法第748条____の承認の効力は存続するのであるが、当該取りやめの届出書を提出した日において、保存すべき期間（この法律による承認を受けている期間に限る。）のすべての期間にわたる電磁的記録を保存していないときは、法第753条第1項第1号の取消事由に該当すること。

（注） 1 この場合において、電磁的記録による保存等についても取りやめようとする場合には、法第748条____の承認に係る取りやめの届出書に併せて提出することとなる。

2 法第749条第2項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする地方税関係帳簿____が2以上ある場合において、保存すべき期間のすべての期間にわたる電磁的記録が保存されているかどうかは、個々の地方税関係帳簿____ごとに判定する。

7 システム変更を行った場合の取扱い

保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された地方税関係帳簿____に係る電磁的記録（電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第26条第1項第5号の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下第2 7において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第25条又は第26条に規定する要件に従って保存等をしなければならないこと。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分（規則第26条第1項第5号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの保存に並行して電磁的記録の保存を行っている期間分を含む。）の電磁的記録（法第748条____の承認を受けた地方税関係帳簿____に係る電磁的記録に限る。）を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認めることができること。

届出書を提出した場合でも、法第748条第1項又は第2項の承認の効力は存続するのであるが、当該取りやめの届出書を提出した日において、保存すべき期間（この法律による承認を受けている期間に限る。）のすべての期間にわたる電磁的記録を保存していないときは、法第753条第1項第1号の取消事由に該当すること。

（注） 1 この場合において、電磁的記録による保存等についても取りやめようとする場合には、法第748条第1項又は第2項の承認に係る取りやめの届出書に併せて提出することとなる。

2 法第749条第3項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする地方税関係帳簿書類が2以上ある場合において、保存すべき期間のすべての期間にわたる電磁的記録が保存されているかどうかは、個々の地方税関係帳簿書類ごとに判定する。

7 システム変更を行った場合の取扱い

保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録（電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第26条第1項第5号の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下第2 7において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第25条又は第26条に規定する要件に従って保存等をしなければならないこと。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分（規則第26条第1項第5号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの保存に並行して電磁的記録の保存を行っている期間分を含む。）の電磁的記録（法第748条第1項又は第2項の承認を受けた地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。）を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認めることができること。

<p>(注) 略</p> <p>8 取りやめ又は変更に係る関係都道府県知事への通知 事務所所在地等の都道府県知事は、法第751条第1項の規定に基づく取りやめの届出があった場合には、法第750条第5項の承認を行った場合に準じて、関係都道府県知事に通知を行うべきものであること。 また、法第751条第2項の規定による変更の届出書の提出があった場合において、当該変更の内容が主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地又は地方税関係帳簿<u> </u>の保存場所に係るものであるときは、事務所所在地等の都道府県知事は、当該変更内容に係る関係都道府県知事に対し、当該変更内容を通知すべきものであること。</p> <p>(法第753条（電磁的記録による保存等の取消し）関係)</p> <p><u>9</u> 承認の取消しに係る都道府県間の通知等 法第753条第1項の規定に基づき電磁的記録による保存等の承認の取消しを行う者は事務所所在地等の都道府県知事であるので、関係都道府県知事は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿<u> </u>について、法第753条第1項第1号又は第2号に該当する事実があると認めるときは、事務所所在地等の都道府県知事に速やかに通知するべきものであること。 また、事務所所在地等の都道府県知事は、法第753条第1項の規定に基づいて承認の取消しを行った場合には、法第750条第5項の承認を行った場合に準じて、関係都道府県知事に通知を行うべきものである</p>	<p><u>また、法第748条第3項の承認を受けた電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存をすべき期間分の電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めること。</u></p> <p>(注) 略</p> <p>8 取りやめ又は変更に係る関係都道府県知事への通知 事務所所在地等の都道府県知事は、法第751条第1項の規定に基づく取りやめの届出があった場合には、法第750条第6項の承認を行った場合に準じて、関係都道府県知事に通知を行うべきものであること。 また、法第751条第2項の規定による変更の届出書の提出があった場合において、当該変更の内容が主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地又は地方税関係帳簿<u>書類</u>の保存場所に係るものであるときは、事務所所在地等の都道府県知事は、当該変更内容に係る関係都道府県知事に対し、当該変更内容を通知すべきものであること。</p> <p>(法第753条（電磁的記録による保存等の取消し）関係)</p> <p><u>9</u> <u>スキャナ保存における承認の取消事由</u> 略</p> <p><u>10</u> 承認の取消しに係る都道府県間の通知等 法第753条第1項の規定に基づき電磁的記録による保存等の承認の取消しを行う者は事務所所在地等の都道府県知事であるので、関係都道府県知事は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿<u>書類</u>について、法第753条第1項第1号又は第2号に該当する事実があると認めるときは、事務所所在地等の都道府県知事に速やかに通知するべきものであること。 また、事務所所在地等の都道府県知事は、法第753条第1項の規定に基づいて承認の取消しを行った場合には、法第750条第6項の承認を行った場合に準じて、関係都道府県知事に通知を行うべきものである</p>
--	---

<p>こと。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 地方税に関する法令の規定の適用</p> <p>法第756条の適用に当たっては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）の規定により承認を受けている電磁的記録等であっても、地方税法上の帳簿_____の備付け又は保存に係る規定については、当該電磁的記録等を帳簿_____とみなす規定の適用はないので、地方税関係帳簿_____について電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存又は備付けを行う場合には、別途都道府県知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（備考）</p> <p>地方税関係帳簿：法第748条_____に規定する地方税関係帳簿</p> <p>電磁的記録：法第748条_____に規定する電磁的記録</p> <p>保存義務者：法の規定により地方税関係帳簿_____を保存しなければならないこととされている者</p>	<p>こと。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 地方税に関する法令の規定の適用</p> <p>法第756条の適用に当たっては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）の規定により承認を受けている電磁的記録等であっても、地方税法上の帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定については、当該電磁的記録等を帳簿又は書類とみなす規定の適用はないので、地方税関係帳簿書類_____について電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存又は備付けを行う場合には、別途都道府県知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>（備考）</p> <p><u>地方税関係帳簿書類：法第750条第3項に規定する地方税関係帳簿書類</u></p> <p>地方税関係帳簿：法第748条第1項に規定する地方税関係帳簿</p> <p><u>地方税関係書類：法第748条第2項に規定する地方税関係書類</u></p> <p>電磁的記録：法第748条第1項に規定する電磁的記録</p> <p>保存義務者：法の規定により地方税関係帳簿書類_____を保存しなければならないこととされている者</p>
---	---